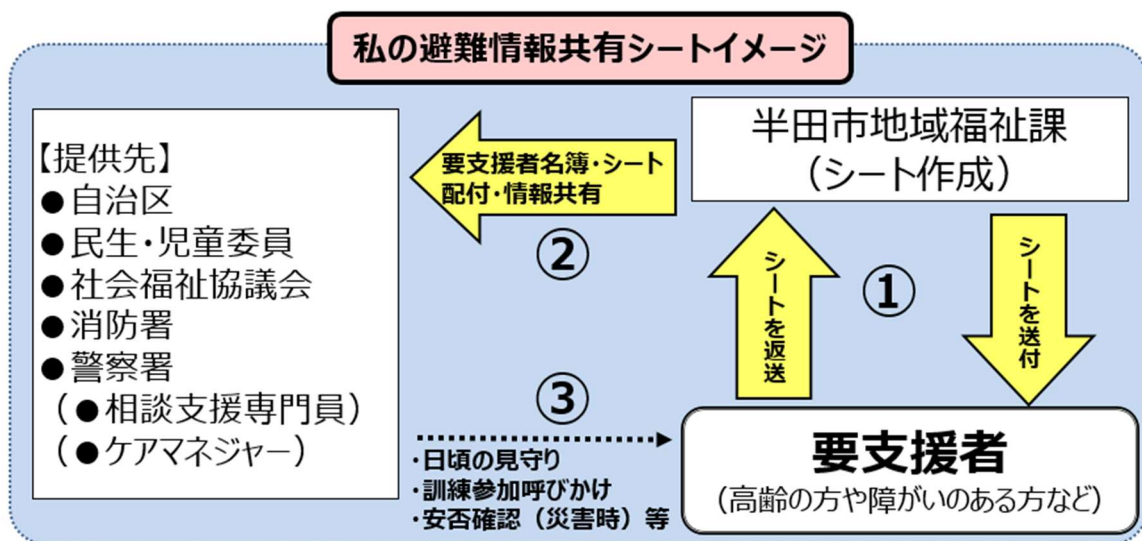


ひなんじょうほうきょうゆう
私の避難情報共有シート

ひなんこうどうようしえんしゃこべつひなんけいかく
(避難行動要支援者個別避難計画) 作成のご案内

高齢の方や障がいのある方などで、災害時に自力で避難することが特に難しいと思われる方の名簿（避難行動要支援者名簿）に登録されている方の避難先や日頃関わっている関係者等の情報を記載した計画（私の避難情報共有シート）を作成し、平常時から行政と地域の関係機関で情報を共有します。

これにより、災害が起きたときの避難支援や安否確認など、災害に対して地域で支えあう体制の強化を目指します。



1 対象となる人は？

「避難行動要支援者」とは災害時に自力で避難することが特に難しいと思われる、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 要介護認定3・4・5の方（特別養護老人ホームに住所を移している方を除く）
- ② 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・体幹機能障がい等の身体障がい者手帳1・2級を所持している方及び人工呼吸器等の医療機器を使用している方
- ③ 療育手帳A判定を所持している方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳の1級を所持している方
- ⑤ 上記①～④以外で、本人からの申請により市が状況を確認し、支援が特に必要とされる方
- ⑥ 現在は上記①～④に該当しないが、過去に該当したことがあり、すでに名簿に登録されている方

2 シートの内容は？

氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・緊急連絡先・避難先・避難支援を必要とする事由など、災害時の避難支援や安否確認などに必要な情報を登録します。

3 シートの提供方法は？

別紙シートの『同意欄』の記名の有無により、提供方法が異なります。

- 同意欄に記名がある場合
災害時に、可能な限り地域で支援が受けられるよう、平常時から避難支援等関係者等（自治区、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、相談支援専門員、ケアマネジャー等）へシートを提供します。
- 同意欄に記名がない場合
平常時では、避難支援等関係者等に情報を提供しません。ただし、人の生命に関わる大きな災害が発生した際には、避難支援等関係者等に情報を提供し、避難支援や安否確認などに活用します。

4 自治区への加入について

シートの提供先には自治区も含まれています。日頃の見守りや、災害時の支援を受けられる可能性がより高まるよう、加入をおすすめします。

【自治区加入に関する問い合わせ先】

半田市役所市民協働課 電話 0569-84-0609

5 お願い

大規模な災害時は、行政の公的支援（公助）だけでは限界があります。

この制度は、日頃からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。しかし、災害発生後には、支援する側も被災者となる可能性があります。

そのため、要支援者の方におかれましても、自分でできることは可能な限り行うこと（自助）を心がけていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

半田市役所地域福祉課 地域福祉担当

電話 0569-84-0641 FAX 0569-22-2904

本制度は、災害対策基本法第49条の14及び15の規定に基づき実施しています。

